

平成28年度第1回 長崎地域福祉有償運送運営協議会 会議録

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>定刻となりましたので、ただいまから、平成28年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、会の進行を務めさせていただきます、長崎市障害福祉課の前田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、長崎市障害福祉課長の西本がご挨拶申し上げます。</p>   |
| 課長  | <p>皆さまこんにちは。4月から障害福祉課長を務めさせていただいております。不慣れな部分があるとは思いますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また委員の改選時期にあたりまして、先般からご就任依頼を申し上げておりましたところ、皆様にはご快諾いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>本日は、平成28年度の第1回目の協議会となります。</p> <p>改選後はじめての協議会となりますことから、まずは会長の選任をお願いさせていただきまして、その後、協議事項として2件、確認事項として1件、そして平成27年度下半期における実績報告を議題とさせていただきます。</p> <p>議題の内容が多くなっておりますが、委員の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |

事務局

それでは、今回、委員の改選後、初めての協議会となりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授 杉山委員 です。

長崎市身体障害者福祉協会 会長 吉岡委員 です。

長与町身体障害者福祉協会 会長 相川委員 です。

長崎市民生委員児童委員協議会 理事 唐島委員 です。

長与町民生委員児童委員協議会 会長 花田委員 です。

時津町民生委員児童委員協議会 会長 小坂委員 です。

一般社団法人長崎市タクシー協会 会長 川添委員 です。

一般社団法人長崎市タクシー協会 専務理事 吉岡委員 です。

長崎地方ハイヤー・タクシー労働組合連合会 書記長 橋田委員 です。

九州運輸局長崎運輸支局 首席運輸企画専門官 三根委員 です。

長崎市社会福祉協議会 理事 増本委員 です。

長崎自動車株式会社 自動車部次長兼運転課長 倉橋委員 ですが、本日はご欠席されておりますので、代理として 営業課長の井手様でございます。

長崎県交通局 営業部長 <sup>こがわ</sup>小川委員 です。

特定非営利活動法人ほほえみながさき 理事長 梅林委員 です。

特定非営利活動法人浦上の丘福祉支援サービス 理事長 岩永委員 です。

長崎市 まちづくり部長 吉田委員 ですが、本日は欠席されておりますので、代理として まちづくり部都市計画課公共交通係長の 高島様 にお越しいただいております。

長与町 住民福祉部長 久松委員 です。

なお、本日は、四元委員、三井委員、前田委員については、所用のため、欠席

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>となっております。</p> <p>次に、事務局の紹介をいたします。</p> <p>長崎市 障害福祉課長の 西本 でございます。</p> <p>長崎市 介護保険課長の 山下 でございます。</p> <p>時津町 福祉課 前田 でございます。</p> <p>長与町 福祉課 山本 でございます。</p> <p>長崎市 介護保険課 給付係長 長谷川 でございます。</p> <p>同じく、給付係 坂口 でございます。</p> <p>長崎市 障害福祉課 総務企画係 友永 でございます。</p> <p>次に、協議会の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日の協議会については、委員20名のうち、代理出席を除きまして、15名の委員が出席されており、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項で規定する過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、会議及び会議録の公開について皆様にお諮りいたします。この運営協議会は、傍聴の申し出があった場合、傍聴を認めております。また、会議録につきましても、委員名をアルファベットのA、B委員と記載し、ホームページで公開いたしておりますが、同意いただけますでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p>  |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議がないようですので、これまでと同様に公開とさせていただきます。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>続きまして、本日の配布資料を確認させていただきます。</p> <p>お手元に6種類の資料を配布いたしております。1つ目がA4縦1枚ものの協議会「次第」、次に同じくA4 1枚ものの「座席表」、次に「平成28年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」、次に「運営協議会別冊資料①」、次に「運営協議会別冊資料②」、最後に「運営協議会別冊資料③」でございます。ご確認くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、「運営協議会別冊資料①」、「別冊資料②」及び「別冊資料③」につきましては、表紙にも記載しておりますが、本日回収いたしますので、恐れ入りますが、協議会終了後は自席に置いたままご退席ください。</p> <p>それでは早速、本日の議題に移らせていただきます。本協議会委員の任期は2年となっておりますが、新たな任期がスタートするにあたりまして、まず会長の選任をお願いしたいと思っております。</p> <p>お手元の運営協議会資料の2ページ「長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱」をご覧ください。</p> <p>第5条第2項に、「会長は委員の互選により定める」とありますが、どなたか、ご推薦いただければと思います。いかがでしょうか。</p> |
| A委員 | <p>ただいまの議事（1）会長の選任についてですけど、これまでも会長を務めてこられました長崎大学大学院教授の杉山委員が、学識経験者として公正公平、中立な立場にあります。適任と考えますのでご推薦いたします。</p>   |
| 事務局 | <p>ただいま杉山委員を会長に推薦する意見がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 各委員 | 異議なし。   |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。ご異議がありませんので、杉山委員に会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、会長席へご移動をお願いします。</p> <p>なお、会長に代わり職務を代理する副会長につきましては、要綱第5条第4項の規定により、「会長の指名した者を充てる」こととなっておりますので、会長にご指名いただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>  |
| 会長  | 九州運輸局長崎運輸支局 首席運輸企画専門官である三根委員に副会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。  |
| 事務局 | <p>それでは、三根委員、よろしく願いいたします。恐れ入りますが副会長席へ移動をお願いします。</p> <p>ここからの議事進行につきましては、杉山会長、よろしく願いいたします。</p>   |
| 会長  | <p>みなさまこんにちは。それでは、今年、当協議会の会長を務めさせていただくことになりました。どうぞ皆様方、ご忌憚のない意見、積極的な意見を賜りたいと思います。議題の進行に際しましても、なるべく皆様方の意見を積極的に承りたいと思いますので、ご協力の方をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、さっそく議事の方に入っていきたいと思います。それでは、次第の「3議事」の「(2)協議事項」の「ア 自家用有償旅客運送の登録について」ご協議いただきます。</p> |

|            |   |
|------------|---|
| <p>会長</p>  | <p>今回、社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会さんの登録申請について協議されますので、長崎市手をつなぐ育成会のご担当の方は、申請者席にご移動のうえ、説明を求められた際に、随時、説明を行っていただきます。また、合意するか否かの協議の時間帯は、一時退室していただくようにしたいと思います。</p> <p>具体的な協議に入ります前に、まず、運営協議会での協議内容について確認したいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>   |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、お手元に配布しております「平成28年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」の16ページをご覧ください。</p> <p>国土交通省自動車交通局長通知のガイドラインにある事項について、具体的な協議を行っていただきます。「3. 協議を行うに当たっての具体的な指針」の「(1) NPO 等による自家用有償旅客運送の必要性」がある場合とは、バスやタクシー等の公共交通機関のみでは、要介護者や、身体障害者などの移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難と認められる場合のことですが、長崎地域の実情に応じてご協議、ご判断をしていただく必要がございます。</p> <p>「(2) 運送の区域」ですが、運営協議会で協議が調った市町村を単位とするものとされております。</p> <p>引き続き17ページをご覧ください。「(3) 旅客から収受する対価」ですが、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることが求められております。具体的には、運送の対価は、当該地域内におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2範囲内であること。また、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること等となっており、申請者が設定された対価の妥当性についてご協議願います。</p> <p>続いて「(4) その他必要と認められる措置」ですが、道路運送法施行規則上の規定や要件を記載しております。必要に応じ、申請者に対してご確認いただき</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>たいと思います。説明は以上です。</p>  |
| 会長  | <p>まず、長崎市手をつなぐ育成会さん、申請者席の方へ移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、申請者でございます長崎市手をつなぐ育成会さんより、今回の登録申請に当たりまして、理由や経緯、地域の現状等について述べていただきたいと思います。長崎市手をつなぐ育成会さん、よろしくお願いします。</p>   |
| 申請者 | <p>よろしくお願いします。社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会の事務長の寺田と申します。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>当法人が福祉有償運送を開始しようとするのかということにつきまして、旅客対象者である知的障害等をお持ちの方や、その家族、地域の現状と問題点などにつきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>当法人は、知的障害者を支援する法人として、長崎市内の数カ所に事業所を運営しております。今回申請しました事業所は、そのうちの3事業所となります。この3事業所に利用者が毎日自宅から送迎バスや自家用車等で通所され、利用しておるところですが、遠方にお住まいの全員が送迎バスを利用することは、現実的に困難であること、またこれまで送迎バスを利用することが困難な方は、ご家族の自家用車などで送迎するケースもありましたが、高齢を理由として自家用車の送迎が困難になる方も増えていることが現状です。</p> <p>他の通所方法としては、公共交通機関を利用できる方は当然ながら利用しておりますが、利用者によっては、知的障害者等への対応を熟知した支援者による特別な支援や介助が必要な方も多いというのが現状です。</p> <p>当法人におきましても、既存のバス、タクシー、介護タクシーなどの利用ができないか、そして当法人にて無償の送迎ができないかと何度も検討を重ねてきましたが、通所手段については利用者様の特徴を一番理解し、把握している事業所</p> |

|            |  |
|------------|--|
| <p>申請者</p> | <p>職員が利用者様にあった介助や支援をおこないながら送迎をおこなうことが、利用者の通所における安全や安心に、もっとも適した方法であるという風に思っております。そして送迎費用については、当法人負担にて送迎に係る人件費、燃料費及び車両費などの経費等をすべて賄うことは、ちょっと難しいとの理由から、送迎に係る経費等の一部を自家用送迎を利用する方に一部負担していただき、安心安全な通所をおこなっていただくことが利用者にとって最良の方法というとの結論に達しております。</p> <p>以上のことが、登録申請に至った経緯でございます。</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの長崎市手をつなぐ育成会さんから提出された登録申請資料について、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>   |
| <p>事務局</p> | <p>それではご説明いたします。まず、協議会資料の4ページから5ページをご覧ください。資料が縦長に印刷されているものですが、この中に、長崎地域内の福祉有償運送の概要を記載しております。手をつなぐ育成会の登録申請に関する資料につきましては、一番厚い資料の別冊資料①となっております。主要な登録申請内容等については、他の4事業所と併せてまとめて記載しております。5ページに長崎市手をつなぐ育成会における登録申請内容を掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>詳細につきましては、別冊資料①をご覧ください。表紙を1枚めくっていただきますと、提出資料の一覧表を付けております。書類が多くなりますが、全部で120ページの資料となっております。</p> <p>1ページは、協議会会長あての協議申請書です。2ページから4ページは登録申請書ですが、2ページの一番下「4. 事務所の名称及び位置」に記載のとおり、</p> |



|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>今回は長崎市手をつなぐ育成会さんが運営しております「あじさいの家」、「夢工房みどり」、「陽香里工房」の3つの事業所において運送を予定しております。3ページにおいて、運送自動車数は、あじさいの家が4両、夢工房みどりが4両、うち軽自動車1両、陽香里工房が3両、うち軽自動車2両となっております。続きまして、運送しようとする旅客の範囲については、「二」のその他となっておりますが、このうちの「知的障害」の方を予定しているところです。5ページから17ページは法人さんの定款になります。18ページから22ページは履歴事項全部証明書です。23ページは役員名簿になります。24ページは、「いわゆる欠格事項に該当しない旨を証する書類」として、宣誓書が提出されております。</p> <p>次に、25ページは「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」ですが、こちらは、この本協議会において合意に至りましたら事務局が作成することとなっております。</p> <p>次に26ページから47ページですが、「自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類」として、車検証、自動車保険証券が添付されております。</p> <p>続いて、48ページから91ページには、運転者に関する書類が添付されております。運転者数はあじさいの家8人、夢工房みどり10人、陽香里工房6人の、計24人となっております。92ページから94ページになりますが、こちらは運行管理の責任者の就任承諾書となります。</p> <p>続いて、95ページから100ページが運行管理の体制等を記載した書類となります。101ページが「旅客その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面」として、宣誓書が提出されております。</p> <p>次に、102ページから119ページが「旅客の名簿」と「主な身体状況等、態様ごとの会員数」の一覧表となっております。あじさいの家11人、夢工房み</p> |
|-----|--|

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>どり11人、陽香里工房6人の、計28人が登録予定となっております。105ページから119ページまでは、その28人の方の身体等状況票です。ちょっと長くなりますが、105ページより順を追って説明させていただきます。</p> <p>105ページからは、まずは「あじさいの家」の運送登録予定者11名について説明します。11名ともに通所が目的でございます。上段の方は、42歳男性、療育手帳A1と身体障害者手帳2級をお持ちで、車椅子を必要とする方で、車両への移乗は全面的な介助が必要です。下段の方は、38歳男性、療育手帳A1と身体障害者手帳2級をお持ちで、道路から自宅玄関まで階段があり、歩行不安定の方です。</p> <p>106ページをご覧ください。上段の方は、44歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳1級をお持ちで、車椅子を必要とする方で、無痛無汗症のため車両内の温度に注意が必要です。下段の方は、47歳女性、療育手帳A2をお持ちで、ダウン症であり肥満で、車両によっては介助が必要な方です。</p> <p>107ページをご覧ください。上段の方は、50歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳3級をお持ちで、ダウン症であり視力が悪く、段差等で介助を必要とする方です。下段の方は、42歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳1級をお持ちで、歩行不安定の方です。</p> <p>108ページをご覧ください。上段の方は、31歳男性、療育手帳A1をお持ちで、障害特性上のこだわりや抵抗が多く、車両への乗降は全面的な介助が必要な方です。下段の方は、42歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳1級をお持ちで、車椅子を必要とし、歩行は2人介助で短距離であれば可能という状況です。</p> <p>109ページをご覧ください。上段の方は、42歳女性、療育手帳A1をお持ちの方です。身体的な障害はありませんが、こだわりが強く、家族の促しでは外出を拒絶することもあります。下段の方は37歳男性、療育手帳A1をお持ちで、障害特性上、様々なこだわりがある方で、対応には専門性が必要です。</p> |
|-----|---|

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>110ページをご覧ください。上段の方は、31歳男性、療育手帳A2をお持ちで、てんかん発作により対応には専門性が必要な方です。</p> <p>111ページからは「夢工房みどり」の登録予定者11名について記載しております。この11名につきましても、通所が目的となっております。上段の方は、22歳女性、療育手帳A1をお持ちで、日常生活のほとんどに介助や見守りが必要な方です。下段の方は28歳女性、療育手帳B1をお持ちで、精神的に不安定になりやすい方で、自力での外出は難しいため介助が必要です。</p> <p>112ページをご覧ください。上段の方は、43歳女性、療育手帳B1をお持ちの方です。精神的に不安定な方で、医師からも外出の際は支援者の同行が必要と助言を受けています。下段の方は、28歳男性、療育手帳A2をお持ちで、歩行不安定な方です。</p> <p>113ページをご覧ください。上段の方は、38歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳1級をお持ちで、全盲であるため必ず介助者が必要な方です。下段の方は、47歳男性、療育手帳A2をお持ちで、乗車中に窓から手を出すなどの行為があるため、十分注意が必要です。</p> <p>114ページをご覧ください。上段の方は、52歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳4級をお持ちで、外出への促しに強い拒否を示したり、不機嫌な時は同乗者に危害を加えたりすることもあり、十分注意が必要です。下段の方は、23歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳1級をお持ちで、てんかんがあり、また肢体不自由のため歩行不安定な方です。</p> <p>115ページをご覧ください。上段の方は、45歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳1級をお持ちで、心臓疾患があり、激しい運動は避けた方がよい方で、こだわりが強いため専門的な支援が必要です。下段の方は、31歳男性、療育手帳A1をお持ちで、声かけがないといなくなることもあるため、見守り等の支援が必要です。</p> |
|-----|--|

事務局

116ページをご覧ください。上段の方は、31歳男性、療育手帳A1をお持ちで、生活全般に声かけや見守りが必要な方です。

117ページからは「陽香里工房」の登録予定者6名の照会です。いずれも通所が目的となっております。上段の方は、36歳女性、療育手帳A2と身体障害者手帳2級をお持ちで、車椅子を必要とする方です。下段の方は、52歳男性、療育手帳A1と身体障害者手帳4級をお持ちで、脳梗塞の後遺症で歩行不安定な方です。

118ページをご覧ください。上段の方は、59歳女性、療育手帳A2と身体障害者手帳2級をお持ちで、体幹機能障害により、単独歩行ができず、移動時は全介助の方です。下段の方は、35歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳2級をお持ちで、車椅子を必要とする方です。

119ページをご覧ください。上段の方は、34歳女性、療育手帳A1と身体障害者手帳2級をお持ちで、車椅子を必要とする方です。下段の方は、21歳男性、療育手帳A1をお持ちで、意思表示が出来ず、常に支援者が必要な方です。

以上、3事業所、計28名が登録予定者でございます。今回のこの登録予定者は、同居しているご家族等の支援が困難という方で、いずれの方も重度の知的障害を抱えており、運送方法にそれぞれの特異性を有していることから、身体的な理由だけではなく、運送にかかる全面的な特有のサポートが必要な方ということです。

最後に120ページが、旅客から収受する対価となっております。

対価につきましては、片道15km以下500円、15kmを超えて20km未満700円、20km以上は1,000円となっており、タクシー運賃の概ね2分の1範囲内でございます。

説明は以上です。

|     |   |
|-----|---|
| 会長  | <p>はい、ありがとうございます。委員の皆様、今事務局の方からいろんな説明がありました。委員の皆様方から何かご質問、あるいはご意見等はございませんでしょうか。</p>   |
| B委員 | <p>まず、この療育手帳のA1とかB1という度数なんですけど、A1がどのくらいの方なのか、B1っていうのがどれくらいの方のレベルのなのかを教えてください。それと、これだけの人数を運ぶとなると、1日何人を運ぶ予定なのか、1台につき何人乗せるのか、また1台につき1人なのか教えていただきたいと思います。</p>   |
| 会長  | <p>この点は、申請者の方からお答えいただけますでしょうか。</p> <p>まず、療育手帳のA1とかB1、A2、その区別について教えていただければと思いますが。</p>  |
| 申請者 | <p>あじさいの家の大平と申します。よろしく申し上げます。まず、療育手帳のA1からB2までのラインなんですけど、実際には行政の方に決めていただくので、具体的には言えないんですが、B2・B1の方が比較的軽度で、B2の方はだいたい会話が成立するかな、という風に思っていたらいいと思います。それで、次に重たいのがA2・A1という風に、4段階になるんですが、A1となりますと、もうほとんど会話の成立がほとんど成り立たないというふうな形で、重たい方なんだな、と思っていたらいいと思います。</p> |
| 会長  | <p>はい、ありがとうございます。意思疎通ができるかできないかが最も大きい要因なんです。それで、B2が一番軽くて、B2、B1、A2、A1と重くなっていくという理解でよろしいですか。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| <p>申請者</p> | <p>そして2点目なのですが、だいたいA1の方が対象になって、知的の方だけでなく、重複されている方を申請させていただいてます。身体障害者のほうで言えば、番号が若くなるほど重度です。身体障害者1級となると、ほとんど自分で動くことができない、という形で理解していただければいいかな、と思います。そういう方たちが対象なので、申請の中ではそれぞれ3事業所、それぞれなのですが、28名の方を、毎日という訳ではございません。申請書の方でも、保護者の方が高齢で、どうしても体調が悪いとか、万一、体調が悪くて、親の方が来ていただきたいということで、親御さんの方もヘルパーもいないってこともありますので、ケースバイケースだと思っております。28名を毎日送迎という事ではありません。それで、あと添乗員がつくかどうかということですが、これもケースバイケースでございまして、1人ではどうしても安全性を守れないな、という方もおられると思いますので、申請書の中にも、窓を開けてから手を出すとか、ドアを開けるとか、極端に言うと全然落ち着きのない方を見守るためには、運転手さんだけではどうしようもないので、その代わり、見守りとして、若い運転手と、添乗員というかたちで、おひとりに対して、2名体制ということも考えられますので、そういうところに関しましても、ケースバイケースかなと思うんですが、こんな説明でよろしいでしょうか。</p> |
| <p>B委員</p> | <p>通所であれば、だいたい通所ってというのは、送迎者が数名、まとめて迎えに行くんですけど、そういう風な考えではなく、1回、1人のお迎えに対して、1回行ったら、通所につれてきて、また別の人を迎えに行くという流れで行くんですか。</p>   |
| <p>申請者</p> | <p>基本的にはそういう風に考えています。ただ、同じ方向に、1名2名おられる</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 申請書 | <p>というような時には、2名一緒に、ということもあるかもしれませんが、基本的には、1名の迎えに行くのに1台配置するようにしております。</p>   |
| B委員 | <p>2名まとめていく、という風に言われたんですけど、そういった場合の料金体制ってというのはどうするんですか。1人1人それをとっていたら、距離がおかしくならないですか。</p>   |
| 申請者 | <p>陽香里工房の山田と申します。まず、私どもの事業所の方は、通常マイクロバスでの送迎をしているんですけども、それは主に路線バスが通る範囲内で、そこまで、ご自宅でご家族とか、もしくはご本人さん1人で来られないって方、それから自宅の中からの支援が必要という方を、特送扱い、どうしてもその時間帯に、ご本人さんの障害とか生活のリズムで、送迎バスの時間に間に合わないとか、そういう方を対象に、毎日、個別に送迎をしております。</p> |
| 会長  | <p>原則的には、1人1台、送迎するっていう考え方でよろしいでしょうか。結局、距離の問題もありますし、対価の問題も発生してくる訳ですよ。その辺りはどういった考え方でしょうか、ということです。</p>  |
| 申請者 | <p>すみません。その時にはまだ実施してないので、1回行った時に2人乗せるのは、職員の都合上あったのではないかと、そのように答えましたが、基本的には、いま山田の方も言ったように、1人に1台の配車ということで考えております。</p>  |
| C委員 | <p>そもそも、いまB委員さんおっしゃったように、2人乗せた場合どうされていますか。1人が例えば、500円の距離で、利用者の方が2人同じ車に乗った場合どうされているんですか。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| B委員 | <p>基本的に2人乗せることってまずないんですよね。病院に行くにしても、1対1なんですよね、介護保険上、絶対してはいけないんです。</p>  |
| C委員 | <p>ステーションワゴンになっているんですが、なにか意味があるんですか。</p>   |
| 申請者 | <p>基本的には、この3箇所とも、同じ時間帯にルートを決めておまして、送迎を無償でやっている。これで、いま申請してさせていただいているのは、特別にどうしても、その時間帯にそろうことができない、それから車が狭い、だから8人乗りステーションワゴンとか29人乗りのマイクロバスでこういう時間帯で送迎しているんですけども、それにどうしても乗ることができない人達というのを、その人達1人1人を迎えに行くことはしませんし、一応1回送迎が終わった後に、こっちに電話して頂くという方法をとっております。だから、ステーションワゴン送迎になります。我々どうしても重度障害者の方が多いので、そこにリフト付きのシートってなっていますよね。ステーションワゴンのほうにリフト付きのシートをつけさせていただいているので、どうしてもパワー上、ステーションワゴンにしているという現状があります。</p> |
| D委員 | <p>長与のDと申します。120ページに料金のところで、原則として片道15km500円、20km700円、20km以上は1,000円というのがありますね。この中に掲げている利用者の所得を考えていった時に、月に最大何日使うか分かりませんが、例えば20日としたときに、片道500円だと、往復1,000円ですよ。だから20日間使えば、20,000円です。その人たちが本当に負担可能なのか、そこらへんの料金算定なのか、ちょっとよく分からない訳ですよ。本当に、じゃあ払えなくなったときに、この人たちはどうなっていくの</p>  |



|            |   |
|------------|---|
| <p>申請者</p> | <p>か、というのを考えないといけないと思うんですよ。そこの考え方はどうなんでしょうか。</p> <p>それぞれ答えさせていただきます。まず、私の方からですが、私どもの方は、本当に緊急というような利用者ばかりなので、まず20日間使うというようなことは実情ではございません。月に1度とか2度とか、例えば怪我したというようなことで、それでも私どものほうに通所されたい、という方のご要望に応えるというようなことがあったので、ですから使ったとしても1万円はいかないんじゃないかな、それで、有償をもし実施させていただくことになっても、この予定でということで、本人さん達とは契約を取り交わそうと思っておりますので、それで、契約書の中に、もしものことがあれば後日相談しましょうね、という文を一文入れまして、そして対応していきたいと考えています。</p> |
| <p>申請者</p> | <p>香焼の陽香里工房ですけど、うちに通われている方は、実際、式見方面から送迎バスが来るハートセンターまで、朝か昼かどちらか、今までずっとタクシーで、実際来られて、何万というお金を払っている方がいらっしゃるんです。もしこのサービスが利用できれば、逆にご本人やご家族にとっては、負担が減るのかな、と考えております。うちの方は、今あげている中で、毎日送迎を利用されている方は、3名いらっしゃいます。それ以外の方は、週に1回とかですね、ご家庭の事情で依頼のあった時だけなので、他の方は月に何千円かの金額になるかと思えます。</p>  |
| <p>申請者</p> | <p>夢工房みどりと申します。11名いらっしゃる中で、毎日ご利用される可能性のある方は、3人いらっしゃいます。先ほど大平も申しましたように、一応説明をさせていただいて、それから契約をさせていただき十分に説明させていただ</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>て取り組んでいきたいと思っております。山田も申しましたように、タクシーをやっぱり利用されている方もいらっしゃるの、その点では経費の軽減にそれぞれなれるかな、とは考えております。よろしく申し上げます。</p>   |
| E委員 | <p>Eと申します。ちょっと聞きたいんですが、110ページと、116ページ、身体等状況票で、下の段が空欄になっていますが、何かこのあたり意味があるんでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>110ページと116ページの部分の空欄なんですけど、ちょうど110ページまでが、あじさいの家の利用者、111ページから夢工房みどりということで、ちょうど、同じように116ページも、みどりから陽香里工房にかわるということで、事業所ごとに利用者を分けるために、空欄を入れている状況です。</p> <p>すみません。様式がこういう様式になっていたものですから、今後は斜線を入れるなり、工夫をさせていただきたいと思います。</p> |
| 会長  | <p>そのほか、はい、F委員。</p>  |
| F委員 | <p>わたくし初めてこの会議に参加したんですけど、ここの利用者は登録されている方だけなんですか。一般の依頼、身体障害者かなんかで利用したい方は受け付けない、登録者の方だけなんですか。</p>  |
| 会長  | <p>はい、お願いいたします。</p>  |
| 申請者 | <p>基本的に、事業所を利用されている方です。</p>  |

|            |  |
|------------|--|
| <p>会長</p>  | <p>あの、この制度はそういう風な制度になっているんです。予め登録された方しか対象になりません。</p> <p>その他、ご質問等ありませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、これより合意について協議いたします。申請者の長崎市手をつなぐ育成会の担当者の方は、一時、退室をお願いいたします。</p> <p>(申請者退室)</p>  |
| <p>会長</p>  | <p>それでは、いま、長崎市手をつなぐ育成会さんから提出されました登録申請について、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>はい、C委員お願いします。</p>  |
| <p>C委員</p> | <p>今聞いた意見の中にですね、経済的に、タクシーが高かけんとかがご意見として出されたんですけど、そもそも、そういう経済的な理由が要件じゃなくて、タクシーとかバスとか、交通空白地帯で、そういう利用するタクシーもおらんよ、それとか、例えば、介助が非常に困難で、タクシーだけでは運んでいけないよというような方々が基本的に対象とわたしは認識しているんですけども、経済的理由で仕方なかけん、というのが理由になるのかなと思うとです、そういう要件に。まあ、話され方の問題だと思うんですけど。実際は、その方も、移動制約者ではあると思うんですけど、その辺の認識はしっかりさせとってもらいたいです。高いけんじゃ、他の有償輸送でやるよ、というところと違うんじゃないかなと思いますけど。</p> |
| <p>会長</p>  | <p>皆様方いかがでしょうか。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| G委員 | 私もそう思います。その辺の認識はしっかりしてもらいたいです。   |
| 会長  | 副会長、いろんなケースに当たられたと思いますが、その立場から、少しご意見をお願いします。   |
| 副会長 | <p>おっしゃられる通り、有償輸送に関しましては、交通空白であるということがまずもって、交通機関で対応できないということがまず大前提になるわけですが、じゃあ、交通空白というものもどのように捉えるかということが問題になると思います。これは、この会の協議に委ねられなければいけないだろうと、私どもの役所としては考えております。申請者の方のご説明の中では、かなり、その輸送を引き受けるにあたって、輸送が一般タクシーでは引き受けが困難であろうと考えられるような乗客の皆様もいらっしゃったのではないかな、という感想を私は受けたところもございます。それから、お話の中で、タクシーで来ているんだけど、何万円という出費がなされているという点もあったのかな、というところも気になったところです。一方で、川添会長のご発言にありましたように、とはいえ現在のタクシーでご利用されている方もいらっしゃる、という事実もあります。そういうところを踏まえながら、皆様のご議論を最優先に、皆様で決定して頂く必要があるという風に思っております。</p> |
| 会長  | <p>はい、ありがとうございます。この件、少し重要なところかな、と思います。この制度の本幹に関わる場所かもしれません。そういう意味で少しご意見をいただきたいのですが。</p> <p>はい、C委員お願いします。</p>   |
| C委員 | まず、値段が高いから、有償運送認めろということは、我々の業界として絶対  |

|     |   |
|-----|---|
| C委員 | <p>認められないです。なぜならば、じゃあ何で二種免許をわざわざ取って、タクシーを運行しているのか、国土交通省のもとで申請を出してですね、事業許可をもらってやっているのか、という理屈が合わなくなる。ですから、高いということをやられるとですね、白タクで走った方がよかやっか、安かったら何でもよかとか、という話にしかありませんので、そこら辺は十分区分けをして考えていただかないとですね、いわゆる、どうしても身体的にタクシーの運転手一人では、運べないというような理屈が通って、初めて我々も認められるわけですので。値段の高い安いという問題じゃないと思います。</p>                         |
| 会長  | <p>他の委員の皆さんいかがでしょうか。<br/>はい、じゃあH委員お願いします。</p>   |
| H委員 | <p>基本、こういった料金は、タクシーさんはどうやってだすのでしょうか。ちょっと感覚が分からないんですけれども。すみません。基本的な質問で。</p>  |
| 会長  | <p>いかがでしょうか。</p>  |
| I委員 | <p>タクシーの料金と言いますのは、基本的には、距離・時間制でいただいております。例えば、県庁から滑石まで、そこまで2,000円ちょっとだと思います。</p> <p>それと、ひとつ、私が疑問に思ったのは、先ほどの話の中で、120ページのところで料金が片道500円、往復1,000円というのを何回も使うんじゃないかという話でしたが、その中の回答の中で、いや、そういった時は運転手さんと利用者が交わして、安くするような話をされておりました。それで、他の資料の中に、例えば、ほほえみながさきさんが今度、料金改定ということであげておられますよね。これっていうのはあくまでも、タクシーでいう認可料金だろうと、</p> |

|      |  |
|------|--|
| I 委員 | <p>       ですよ、考え方としては。例えば、5 kmまでは500円ですよ、と。これはあくまでも、申請されるときにその料金でいただきます、という認可料金だろうと思うんですね。それを事業者さんが勝手に、安くするんですよ、ということがあり得るのかな、という。タクシー料金もそうなんですね。メーターと時間で料金が決まっておりますし、それを各事業所さんが、安くしますよ、ということであれば、法に抵触するわけですよ。そういうことですので、あくまでも料金は決められた額でいただくべきだと思います。そののところも、しっかり本人さんたちに、申請者の方に分かっていたかかないと、自分達の中で勝手に料金を決められても困るんだ、ということです。     </p>  |
| 会長   | <p>       いま、おっしゃられたように、違法行為ですね。他の事業所さんたちは皆、何km以下はいくら、何kmから何kmまではいくらという様に、しっかりした料金体制を作られているわけです。僕は先ほど、申請者の方から聞いた、15 kmまでは500円、20 kmまでは700円、20 km以上は1,000円、というような料金体系だ、という風に僕は受け取れたんですがいかがでしょうか。そういう風に受け取れませんでしたか、先ほどの申請者のご説明の中で。だから、それをご理解していただくんだという風にご説明された、と僕は思います。いかがですか。その中で、もっと話をして決めていくんだ、という風には僕は受け取れなかったですけど。いかがですか。それは確かにおかしい話ですよ。料金体制は守っていただかないといけませんよね。他の事業者さんだって一緒ですよ。     </p> |
| F 委員 | <p>       事業所ごとに違うんですか。     </p>   |
| 会長   | <p>       違うんです。     </p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 会長  | はい、事務局お願いします。  |
| 事務局 | すみません。今のですね、タクシーの運賃、あるいは他の有償運送の事業所さんの運賃につきましては、運営協議会資料の9ページの方に記載をしております。手をつなぐ育成会さんのは無いんですけれども、それ以外の事業所さんについては、タクシー運賃とまとめて9ページの方に記載しておりますので、こちらをご参照いただければと思います。   |
| 会長  | はい、D委員お願いします。  |
| D委員 | あの、料金についてはですね、基本的なスタンスは、タクシー料金の半額ぐらい、という条件があるわけですね。それからいけば、今回で言えば15kmをひとつ例にとればですね、500円ということですね。じゃあ、他のところと比べてみれば、だいたい3分の1になっているわけですね。1,500円のところを500円ということであれば、タクシー料金の半額を基本的なスタンスでやっていくんだから、それとはまたちょっとかけ離れすぎているのではないかと、そういった感じがするわけですね。いくら相手に経済的な困窮があったとしてもですね。だからそこら辺はもうちょっと料金を加減していただく必要があるんじゃないかな、そうしないと私は、タクシー業界の方は、なかなか納得はできないんじゃないかと思います。普通の人でも、ちょっと安いな、と。安ければ利用者から見ると非常にベターなんですけど、しかしそれだけで良いわけではないと思います。だからもうちょっと私は、加減していただきたいという基本的な考えをもっています。 |
| 会長  | もう少しあげていただく、ということですか。  |

|            |  |
|------------|--|
| <p>会長</p>  | <p>このような意見が出ましたがいかがですか。</p> <p>あの、この話はまず、2つあると思うんですね。まず、C委員がおっしゃったように、経済的な理由だけで認めるわけにはいかない。それ本当にそうでしょう。それで、この協議会の中で、このことは少し、この中で合意をとらないといけないと思います。これについては皆さんいかがでしょうか。経済的に困窮されているからといってこの事業を認める、ということにはならない。これには皆さん合意していただけますでしょうか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>異議なし。</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>はい、B委員。</p>   |
| <p>B委員</p> | <p>資料の108ページ・109ページの、ケアホームに入所していて、休日だけ自宅に帰っているって書いているんですね。ケアホームに住んでいれば、その中の車両を使ってでも運べるんじゃないかなと思うんですね。何でもかんでも有償で運送しているっていうのは、おかしくはないかと思います。どうしても、ここにすんで、その職員だけじゃ対応できないから、自家用運送を使わないと無理っていうことであれば考えられることもあると思うんですけども。</p>                |
| <p>会長</p>  | <p>はい、まず、ちょっと話題をしぼって考えましょう。</p> <p>先ほどの私が申し上げましたけれども、経済的な話だけでは、このシステムっていうのは趣旨と離れてしまう、ということですね。それで、経済的な話だけでなく、例えば交通空白地帯という条件が付くか、それか運送するのにタクシーで対応できない、身体上の問題がいろいろある、そういうことで初めて、このシステムを利用することができるのである、というような合意を、まず協議会の中で</p>             |



|     |   |
|-----|---|
| 会長  | とることが必要だと思います。いかがですか。   |
| C委員 | それを基本にしてもらわないと、経済的困窮者の交通に関与したら、この会からまったくかけ離れてしまうので、そこはきちっとしていただかなければ我々がここに出てくる意味が無くなってしまいます。また、経済的困窮となれば、我々もタクシー会社を代表して、また、労働者の皆様方を代表して出てきている、ということに対して、まったく違う意味の会になってしまうんですね。その辺りはちょっと困るなと思います。  |
| 会長  | というような意見なんですけれども。まずはひとつずつ考えていきたいと思いますが、基本的な考え方として、C委員がおっしゃった意見、これはこの協議会として、ある程度譲れない、と僕個人的にはそうだと思っているんですけれども、皆さん方どうですかね。よろしいでしょうか。   |
| F委員 | それは、タクシー業界の話、利用者や身障者の方とかには、ちょっと違うんじゃないかな、と思うんですけれども。  |
| C委員 | だから、身障者の人たちを対象にしているわけですよ。今の、僕達が言ったのは、単純に、経済的困窮者ってだけだったら、この場で話すのはおかしいんじゃないか、という事ですから、福祉の面だったら我々納得できるんですよ。例えばひとりでは移動が困難だとか、誰かが付き添わないと、タクシーだけじゃ無理だってことだったら我々も認めるんですよ。ただ、経済的な理由だけで、タクシーが利用できんっていうのはおかしいでしょうということです。そこら辺を基本しっかりして下さいね、ということです。 |

|      |  |
|------|--|
| F 委員 | <p>先ほど説明された中で、ほとんどやっぱり重症者の移動とかなんとかで、結局タクシーで対応できないような方々がほとんどの様な感じがしました。やっぱり利用者の立場から考えてやらないといけないんじゃないでしょうか。</p>  |
| 会長   | <p>はい、そういうことを申し上げているんです。だから経済的な理由だけでは、だめだという事を申し上げているんです。ですから、今回の申請については、身体等状況票の中に大体内容は書いてあります。かなり厳しい状況にあるっていうのはこれから十分に把握できます。だけど、ひとつ基本的な話として、経済的な話だけではだめなんです、ということを皆さんに確認したい、ということですね。それを確認した上で、次の段階です。身体等状況票の話がひとつ抜けていました。これについては、皆様方、まあ概ね納得されているとは思いますが、これはいかがですか。</p> <p>はい、C委員。</p> |
| C 委員 | <p>それは納得しています。恐らく、知的障害者の重度の方だなと分かるんですけども、事業を行う上で、私がいま言ったことを、きちっと理解をしていただいでですね、運営していただかないと、曖昧な考え方でこの先間違ったことをされても困りますので、そこら辺だけは、きちっと市の方でもですね、説明をしていただかないと。それを分かった上で、私達も、じゃあしていいよと出さんばいかんとじゃなかとかな、と私は思います。</p>  |
| 会長   | <p>はい、分かりました。私もそう思います。もし、これから認可されるということになりますと、やっぱりそういった基本をしっかり守っていただいで、運営していただくと、という事がどうしても必要になりますね。</p> <p>そういうことで確認してよろしいでしょうかね。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 会長  | <p>そしてもうひとつ、料金体制の話が出てきました。料金が安すぎるんじゃないか、という意見が出てきましたが、それについてはいかがですか。</p>   |
| F委員 | <p>ばらばらなんですね。</p>  |
| 会長  | <p>これは、事業者さんが、こういう形でやりたいと思いますっていう事で持ってこられる訳です。これを合意するっていう話にはならないです。事業者さんにお任せされているということです。</p>  |
| B委員 | <p>安くても構わないと思います。その事業所が、その料金体制で運営できるのであれば、問題ないと思います。</p>   |
| 会長  | <p>だから、経済的な話だけではない、という事だと思います。あとは、事業者さんが、やってみただけど、これじゃ運営できないということで、改定して値上げする、という事はあると思います。そういうことでよろしいでしょうか。</p> <p>K委員どうでしょうか</p>                          |
| K委員 | <p>料金は、1対1の運送だとすごく安いように感じます。1対1で15km500円でしょう。20kmで700円。果たしてやっていけるのかなと思います。</p>   |
| 会長  | <p>それは、事業者さんの考え方なので、安すぎると他の人たちが口出しするべき話ではないのかな、と思います。</p> <p>金額につまましてですね、事業者さんがやっていける、概ねタクシー料金の半額程度、というのはあるかもしれませんが、それはもう、事業者さんに決めていただく、ということよろしいですかね。</p> |

|            |  |
|------------|--|
| <p>会長</p>  | <p>それでは少し、話をまとめたいと思います。今回、身体等状況票、詳しく書かれていまして、実際に対象者の方の状況はかなり厳しい、ということもしっかり理解できました。ただ、一番の問題は、安いからという事だけでは認められません。そういう状況というのを前面に出していただいて、十分に考慮した上で、この事業を本協議会として認めるという事でいかがでしょうか。</p> <p>僕も申請者の方に説明しますけれども、事務局の方からも、そういう旨を後からでも結構ですので、本当はこの場で説明するのもおかしな話で、一応合意しますけれども、その後で、事務局の方でその旨を、趣旨をしっかりと説明していただいて、ということにしたいと思いますが、いかがですか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>異議なし。</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>それでは、長崎市手をつなぐ育成会さんの登録申請については、この協議会の趣旨をしっかりと理解していただいた上で、合意するという事でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、協議の結果を申請者にお伝えしたいと思いますので、ここで、長崎市手をつなぐ育成会さんに再度入室をお願いしたいと思います。</p> <p>(申請者入室)</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>いまの協議会の中で、色々な意見が出てきました。ひとつの問題点はですね、料金体制が安いからという事だけで、この運営をしていただくという事では、こちらは合意できない、ということになります。ただし、今回身体等状況票にも詳しく対象者の状況がですね、書かれてありました。先ほどの説明の中でも、この協議会の委員の皆様にもよく理解していただきました。要するに、対象者の方の</p>   |

|           |   |
|-----------|---|
| <p>会長</p> | <p>状況が、タクシー代がかかってしょうがないから、という事だけでは、この協議会は合意することが出来ません。ただし、身体状況等が非常に厳しい状況である、1人では移動することさえ困難、そういう状況を考慮した上で、申請者の登録申請に合意する、ということになりました。一応登録申請に合意するという事がございますけれども、この会の趣旨というのは、やはり交通空白地帯にいらっしゃる方を対象とすること、それから、対象者の方たちの状況が、かなり厳しい状況にある、この2つの条件が非常に重要という風に僕らは考えています。そのあたりの基本的な考え方というのを、十分に理解していただいて、今後の運営に繋がっていただきたいというように考えています。</p> <p>ちょっと回りくどい言い方をしましたけれども、協議の結果、合意することにはなりました。なお、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」については、後日、事務局より交付されることとなります。その時にでも、私の言葉では少し言い足りなかったかもしれませんので、事務局の方に趣旨をしっかりと聞いていただいて、今後の運営を頑張っていただきたいというように思います。</p> <p>それでは申請者の方、元の席に移動していただけますか。</p> <p>(申請者、席の移動)</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>「3議事」の「(2)協議事項」の「イ 旅客から収受する対価の変更について」ご協議いただきます。</p> <p>申請者は、本協議会委員でもあるほほえみながさきさんですが、先程と同様、申請者席に移動のうえ、説明を求められた際に、随時、説明を行っていただきます。また、合意するか否かの協議の時間帯は、退室をお願いいたします。それでは、ほほえみながさきさん、申請者席へ移動をお願いします。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| <p>会長</p>  | <p>(ほほえみながさき、委員席から申請者席へ移動)</p> <p>それでは、ほほえみながさきさんから提出された申請資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p>それではご説明いたします。資料は、お手元の「運営協議会資料」6ページから10ページになります。まずは、7ページをお開きください。</p> <p>ほほえみながさきさんにおかれましては、人工透析患者の通院送迎事業をボランティアの方により実施していますが、ボランティアさんの高齢化に伴う活動期間の短期化により、ボランティア登録数が減少しているところです。</p> <p>一方で、送迎希望相談の問い合わせ数は増加しているところですが、実際としましてはボランティアさんの不足から登録をお断りしている状態です。</p> <p>ボランティアさんに対しては、利用者からの運送の対価の一部を活動費として還元するかたちで運送を行っていただいておりますが、それでもボランティアさんの負担は大きいものと思われまます。</p> <p>今回、このようなことから、ボランティアさんの数を十分に確保するためにも、ボランティアさんへの活動費の引き上げを行いたいということから、対価の変更の申請がっております。</p> <p>続いて、資料の8ページをご覧ください。変更前、変更後の対価を示した表になります。表の左から2列目に「旧料金」として現行の対価を、3列目に「新料金」として変更後の対価をそれぞれ記載しています。また、その隣に記載しています「V活動費」及び「新V活動費」は、ボランティアさんへ支給する活動費でございます。</p> <p>対価の額としましては距離に応じた料金体系となっており、今回、それぞれ</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>の距離に対して一律200円の引き上げを予定しています。なお、引き上げたこの200円はボランティア活動費にそのまま反映されることとなります。</p> <p>また、資料の9ページから10ページには、他の運営団体の対価も含めた比較表を掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 会長  | <p>はい、ありがとうございます。事務局の説明に関して、委員の皆様方から何かご質問等ございませんか。</p> <p>対価を200円増やしたという事ですね。</p> <p>はい、D委員お願いします。</p>  |
| D委員 | <p>8ページの1番上の段の、旧料金、新料金、そのとなりにV活動費とあるわけですね。そのV活動費というのはどういうことなのでしょう。ちょっと内容を説明していただけたらと思います。</p>   |
| 事務局 | <p>V活動費は、料金の中に占める、ボランティア活動費という事になります。</p>   |
| 会長  | <p>その他、ご意見等はございませんか。一律200円値上げする、という事です。</p> <p>はい、C委員お願いします。</p>  |
| C委員 | <p>タクシー運賃より最初高くなりますけど、大丈夫なんでしょうか。700円から始まりますけど。その辺りは副会長、大丈夫でしょうか。</p>   |
| 副会長 | <p>ガイドラインにおいては、福祉有償の收受する料金に関しては、目安としてタクシー運賃の概ね2分の1とします、という事で示していますが、それは、決し</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 副会長 | <p>て上限が2分の1ですよ、ということではありません。ですから、金額に何らか制限を加えているものではありませんので、極端に、今お示しのようなタクシー運賃よりも高い運賃という事があっても、それが協議会で合意があったものであれば、それは問題ありません。</p> <p>私から1つ質問といいますか、現在設定されている料金に関しましては、元からボランティアにかかる費用を含まれて設定をされている、ご苦勞をされているものと推察します。今回そのボランティアの方を確保する費用として、運送にその費用を含んでいかないと、なかなかボランティアの方を集めるのは大変というお話の中で、料金を上げたい、というお話でございます。そうすると、今後さらに人を確保するのが、さらに難しいという状況が出てきたときには、またさらに、じゃあ運送の部分で料金を上げる、というのも想定されるのかどうかをお話としてお伺いできればと思います。</p> |
| 会長  | <p>ほほえみながさきさん、いかがですか。</p>   |
| 申請者 | <p>ほほえみながさきの理事の大平と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。ほほえみながさきの運営につきましてはですね、賛助会員さんに対してご寄付をお願いして、運営をしております。ボランティアさんの募集につきましてはですね、どうしても利用者さんの希望が多いものですから、どうしても高齢化に伴いましてですね、70過ぎたらですね、ボランティアさんも自分が動けない、という事で段々少なくなっております。で、待遇を良くしようという事です、ガソリン代、それから保険料、諸々の経費のですね、ボランティアさんの負担が大きいという事で、どうにか手当をしよう、という事で出てきた数字でございます。以上でございます。</p>   |



|     |  |
|-----|--|
| 申請者 | <p>追加でご説明しますと、先ほど、さらに困窮した場合には、もっと値上げが進んでいくことがあるのか、というようなご趣旨のようですが、今現在ですね、利用者の方からいただく料金の大半は、ボランティアの方に差し上げているんですが、あとは県市のほうから若干の助成金をもらって、それを事務員の費用に充ててまかっています。全理事、無償でやっています。ですから、おっしゃいますように、将来どうなるか、また世の中の物価が上がって、やっぱりもっと上げなきゃいかんとなった場合には、社会的にそうですから、ですから今ここで、先がどうなるか、ということはちょっとご説明が難しいわけですが、実際問題としては、実情はそうになっております。そういう事でよろしいでしょうか。ですから、先は、もう、何かを節約して続けるとか、どうしても料金を上げなければいけないとか、そういう活動が制約を受けるのはやむを得ないかなと思っております。</p> |
| 会長  | <p>よろしいでしょうか。何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>はい、F委員。</p>   |
| F委員 | <p>この、2kmで700円は、タクシー1メートル510円で乗れますよね。それよりも高いです。タクシー乗った方が良いのではないのでしょうか。</p>   |
| 申請者 | <p>これはですね、数字は結局、機械的にあげているだけで、大体1kmとか2kmとかの方はおられないです。大半は4～5km、もしくはもうちょっと上、7～8km、その辺りが中心でございます。ただこれは、数字を出すためだけに載せているだけで、こういった金額を実際問題収受する可能性は少ないです。</p>   |
| 会長  | <p>はい、それでは、これより合意について協議いたします。申請者のほほえみながさきの担当者の方は、一時、退室をお願いいたします。</p>   |

|            |  |
|------------|--|
| <p>会長</p>  | <p>(申請者退室)</p> <p>それでは、引き続き、皆様にお諮りします。</p> <p>ほほえみながさきさんから提出された旅客から収受する対価の変更申請について、ご意見はございませんか。</p> <p>料金体系につきましてはですね、事業所さん、それぞれいろんなご苦労をされているんだと思うんですね。その中で頑張っているというの、皆さん方お分かりいただけだと思います。</p> <p>いかがですか、今回の料金改定につきまして。合意してよろしいでしょうか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>異議なし。</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>それでは、協議の結果を申請者にお伝えしたいと思いますので、ここで、ほほえみながさきさんに再度入室をお願いしたいと思います。</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>(申請者入室)</p> <p>今回のほほえみながさきさんの変更申請については、協議の結果、合意することとしました。よろしく願いいたします。なお、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」については、後日、事務局より交付されることとなります。</p> <p>じゃあ、元の席にご移動をお願いします。</p> <p>(ほほえみながさき、委員席へ移動)</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| <p>会長</p>  | <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>「3議事」の「(3) 確認事項」の「ア 自家用有償旅客運送の登録事項の変更について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p>それではご説明いたします。資料は「平成28年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」及び「運営協議会別冊資料②」でございます。</p> <p>まずは、「運営協議会資料」の13ページをお開きください。</p> <p>運営協議会運営指針でございますが、「2 協議の申請」に記載のとおり、運送者は、(1)から(6)に掲げる事項を変更する場合は、自家用有償旅客運送に係る協議申請書により、協議会に協議の申請をするものとされております。また、そのうちの「(3) 運送しようとする旅客の範囲(拡大する場合)」については、なお書きにおいて、運輸支局への変更届出後、最初に開催される協議会において、追加された区分に係る旅客を運送の対象とすることの妥当性等について確認を行うものとする事となっております。</p> <p>今回、運送者である長崎福祉サテライトさんにおいて、運送しようとする旅客の範囲の拡大について、運輸支局への変更届出を行ったとのことですので、そのご報告と、追加された区分に係る旅客を運送の対象とすることの妥当性等についてご確認いただきたい次第です。</p> <p>また、同じく運営指針の「3 変更及び業務廃止の報告」における「(3) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数等」についても変更がっておりますので、今回、併せてご報告させていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、次に「別冊資料②」をご覧いただきたいと思っております。資料の2ページ及び3ページになりますが、運輸支局への提出書類になります「登録事</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>項変更届出書」の写しでございます。3ページをご覧ください。資料中程に記載の「(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数」にかかる変更事項でございますが、これまで運送自動車を1台としていたところ、もう1台を新たに追加し、計2台を配置することとしたものです。なお、追加した車両において、必要な損害賠償措置を講じていることについては、保険証券の写しにより、事務局で確認を行っていることを申し添えます。</p> <p>次にその下に記載の「(6) 運送しようとする旅客の範囲」にかかる変更事項でございますが、登録時に「要介護認定者」及び「要支援認定者」としていた旅客の範囲について、新たに「身体障害者」まで拡大を行ったものでございます。</p> <p>資料4ページをお開きください。参考資料として、拡大を行った時期や経緯、運送実績等をまとめた資料を添付しております。</p> <p>まず、「1 拡大の時期及び経緯」でございますが、平成27年12月に琴海包括支援センターを通じて相談を受け、包括職員とともに対象者との面談を実施しました。対象者は事故により左半身麻痺を患い、週1回通院しており、今までは母親がタクシーにより通院をさせていましたが、母親の加齢に伴い、負担が大きくなってきたため、福祉有償運送の利用を希望したいとのことで、検討の結果、平成28年1月に会員登録を行いました。</p> <p>続く「2」に拡大分における運送実績及び会員数を表にして記載しております。運送回数は平成28年7月までに計26回で、その分の運送にかかる対価の収入は総額66,000円でございます。</p> <p>表の下から2段目に「名簿登録会員数」を記載しておりますが、1名を平成28年1月に登録を行って以降、新規の登録はなく、平成28年7月末現在で引き続き1名を拡大分として登録しています。</p> <p>「3 今後の見込み」でございますが、現在、包括支援センターや社会福祉協議会からの要請はあっておりません。</p> |
|-----|--|

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>続きまして、資料5ページをお開きください。拡大に伴う会員登録者の身体等状況票でございます。登録者は56歳男性、身体障害者手帳2級をお持ちで、ご家族と同居されています。自宅からバス停まで3.2kmあり、左半身麻痺があるため、杖を使って歩行されます。また発話に難があり意思疎通がとりづらい状況です。</p> <p>説明は以上です。</p>   |
| 会長  | <p>ありがとうございました。なお、本件は確認事項です。本来、皆さん方にご協議いただくものではございません。報告事項に近いものでございます。ということで次の議題に移ることとしたいと思いますが、何かご質問等はお受けしたいと思っておりますので、いかがでしょうか。軽微な変更ということで、身体状況についてもしっかり説明がされておりますので、よろしいですかね。</p>                                       |
| 各委員 | <p>異議なし</p>  |
| 会長  | <p>それでは次の議題に移ります。</p> <p>次第の「3議事」の「(4)報告」の「ア 平成27年度下半期における福祉有償運送実績報告について」、事務局から報告をお願いいたします。</p>  |
| 事務局 | <p>それでは「平成28年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」及び「運営協議会別冊資料③」に基づいてご説明いたします。</p> <p>まず、「運営協議会資料」でございますが、11ページに、各事業所から提出されました実績報告書を元に作成した、「会員数の推移及び運送実績一覧」表を掲載しております。上段に平成27年度上半期、下段に下半期の実績を記載し、各事業所ともに、登録会員数、協議会申請時と比較した会員の増減数及び運送実</p> |

事務局

績数をお示ししております。

また12ページに、同じく実績報告書を元に作成した、「運送回数・対価等の推移」表を掲載しております。上段が平成27年度上半期、下段が下半期の実績で、各事業所ともに運送回数、運送の対価に係る収入及び対価以外の収入を記載しております。

次に、「別冊資料③」によりご説明いたします。表紙を1枚めくっていただいたところに、平成27年度下半期の実績報告にかかる提出書類の一覧を掲載しております。なお、事業者から提出された資料のうち、運転者台帳の写し及び損害賠償措置を講じていることを証する書類の写しについては、事務局で書類審査・確認を行っておりますが、添付は省略しております。

それでは、まず、ほほえみながさきさんについてご説明します。1ページの実績報告書をご覧ください。

今年3月末時点における自動車数は9台、登録会員数は43名となっております。運行管理の体制等については、別添としておりますが、資料の6ページに添付しております。平成27年度上半期の実績報告時と変更はございません。

資料1ページにお戻りください。上の表の下から2つ目の項目、運転者数11名につきましては、事務局で運転者台帳の確認を行った結果、全て要件を満たしております。その下、損害賠償措置状況につきましても、保険証券等を確認した結果、損害を賠償するための基準を満たしておりますことを、ご報告いたします。

次に、中程の表の輸送実績及び会員数につきましては、先ほど、「運営協議会資料」でお示した内容ですので、説明は省略させていただきます。

次に、一番下の表、事故、苦情件数ですが、どちらも0件となっております。

2ページから4ページにかけて、旅客の名簿を掲載しておりますが、平成27年度下半期に新たに入会された方は、4ページの番号43の1名で、5ペー

事務局

ジに、身体等状況票を添付しております。身体障害者手帳をお持ちの方で、いずれの方も人工透析による通院を目的としています。

続きまして、浦上の丘さんでございますが、資料7ページの実績報告書をご覧ください。

今年3月末時点における自動車数は4台、登録会員数は110名となっており、運行管理の体制等については、別添としておりますが、資料の17ページに添付しております。平成27年度上半期の実績報告時と変更はございません。

資料7ページにお戻りください。上の表の下から2つ目の項目、運転者数6名につきましては、事務局で運転者台帳の確認を行った結果、全て要件を満たしております。その下、損害賠償措置状況につきましても、保険証券等を確認した結果、損害を賠償するための基準を満たしておりますことを、ご報告いたします。

次に、中程の表の輸送実績及び会員数につきましては、先ほど、「運営協議会資料」でお示した内容でございます。

次に、一番下の表、事故、苦情件数ですが、どちらも0件となっております。

8ページから13ページにかけまして、旅客の名簿を掲載しておりますが、平成27年度下半期に新たに入会された方は、13ページの番号105から110までの6名で、14ページから16ページにそれぞれの身体等状況票を添付しております。6名ともに、通院を目的としており、いずれの方も要介護認定において要介護とされております。

続きまして、恵仁会さんでございますが、資料18ページの実績報告書をご覧ください。

今年3月末時点における自動車数は3台、登録会員数は14名となっております

事務局

す。運行管理の体制等については、別添としておりますが、資料の20ページに添付しております。平成27年度上半期の実績報告時と変更はございません。

資料18ページにお戻りください。表の中程、運転者数3名につきましては、事務局で運転者台帳の確認を行った結果、全て要件を満たしておりました。また、その下、損害賠償措置状況につきましても、保険証券等を確認した結果、損害を賠償するための基準を満たしておりましたことを、ご報告いたします。

次に、輸送実績及び会員数につきましては、先ほど、「運営協議会資料」でお示した内容でございます。

次に、一番下の表、事故、苦情件数ですが、どちらも0件となっております。

次に、19ページをご覧ください。旅客の名簿でございますが、平成27年度下半期において、新たに登録された方はおりません。

最後に、長崎福祉サテライトさんでございますが、資料21ページの実績報告書をご覧ください。

今年3月末時点における自動車数は1台、登録会員数は12名となっております。運行管理の体制等については、別添としておりますが、資料の25ページに添付しております。平成27年度上半期の実績報告時と変更はございません。

資料21ページにお戻りください。表の中程、運転者数2名につきましては、事務局で運転者台帳の確認を行った結果、全て要件を満たしておりました。また、その下、損害賠償措置状況につきましても、保険証券等を確認した結果、損害を賠償するための基準を満たしておりましたことを、ご報告いたします。

次に、輸送実績及び会員数につきましては、先ほど、「運営協議会資料」でお示した内容でございます。

次に、一番下の表、事故、苦情件数ですが、どちらも0件となっております。

次に、22ページをご覧ください。旅客の名簿でございますが、平成27年度



|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>下半期に新たに入会された方は、番号9から12までの4名で、23ページから24ページにそれぞれの身体等状況票を添付しております。4名ともに、通院を目的としており、このうち、要支援の認定を受けている2名の方について、詳細をご説明させていただきます。</p> <p>24ページをご覧ください。上段の方は、要支援1の方で85歳女性、ご家族と同居されています。自宅からバス停までは1kmで、舗装状況が悪く、腰椎圧迫骨折、変形性膝関節、変形脊椎症のため、歩行に支障があり、転倒の可能性があります。また、車両への乗降にも介助が必要な状況です。下段の方は、要支援2の方で95歳女性、ご家族と同居されています。自宅からバス停まで下り坂で2kmあり、現在円背の為、歩行に支障があり転倒の可能性があります。また、極度の難聴のためコミュニケーションがとりづらい傾向にあります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 会長  | <p>はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について質問、意見等ありませんか。よろしいでしょうか。大きな変更はないようですね。</p> <p>本日の議題についてはこれで終了いたしますが、事務局から何か説明などがありますか。</p>   |
| 事務局 | <p>長時間のご協議、お疲れさまでございました。次回の日程については、来年1月ごろに半年に1度の定期報告、今年度の上半期分を予定しております。日程については、会長と協議のうえ決定させていただきたいと思っております。以上です。</p>  |
| 会長  | <p>事務局から次回の日程等について、説明がありましたが、何か質問はありませんでしょうか。</p> <p>本日の協議会は全て終了いたしました。</p>   |

会長

委員の皆様、活発なご意見賜りました。ありがとうございました。  
どうもお疲れ様でした。